

BusiNest「無料コース」利用者募集要項

中小企業大学校東京校内にて運営しています創業・新事業支援施設 BusiNest（ビジネス）では、「無料コース」利用者について、随時お申込みを受け付けております。

「無料コース」は、創業を目指している個人、創業間もない法人、及び新たな事業展開を目指している法人の役員等が、BusiNest 主催のセミナーや個別相談会への参加、また交流スペースの利用など支援サービスの一部を利用していただくコースです。募集内容の詳細については、下記をご覧ください。

記

1. 無料コース利用者（以下「利用者」と略す。）の資格

次の①～⑦のいずれかに該当し、かつ BusiNest の支援サービスを利用しようとする者であって、公序良俗に反しない事業に取り組んでいる、又は取り組もうとしている者

- ①創業を志している個人
- ②具体的に創業に向けて活動している個人
- ③創業間もない法人の役員
- ④新たな事業に取り組んでいる個人事業主
- ⑤新たな事業展開や販路開拓を検討、計画している法人の役員
- ⑥具体的に新たな事業展開や販路開拓に向けて活動している法人の役員
- ⑦第二創業を目指している法人の役員
- ⑧その他機構が特に必要と認める者

2. 利用期間

1年間（更新可）。

更新基準を満たす場合は更新可。

BusiNest が必要と判断した場合は更新面談を受けていただきます。

○更新基準の主な内容

- ・利用者の1年間の BusiNest 利用状況
- ・創業準備活動や事業活動の取り組み状況
- ・他の利用者との交流活動などの状況

3. 支援の内容

- ①各種セミナー、個別相談会、および交流会の実施
- ②各種スペース（交流スペース、図書館、食堂）の一時的な提供
- ③創業支援情報の提供

4. 基本利用料

無料

5. 申込受付方法

所定の申込書、その他必要書類を、末尾に記載のお申し込み先まで持参、または郵送してください。

申込書、その他必要書類は、以下のホームページよりダウンロードしてください。

なお「BusiNest 利用規約」及び「BusiNest 無料コース利用細則」を必ずご確認の上、申込みを行ってください。

6. 利用者の決定方法

申込書を受理した後、面接を行い、入会目的などを確認した上、機構での審査により決定します。過去の BusiNest 利用状況や入会目的等により利用者とならない場合があることをご承知おきください。

※入会不可となる主な例

- ・過去において「BusiNest 利用規約」等を守らなかったことがある者
- ・2018年6月30日までに以前の「無料コース会員証」を返却しなかった者
- ・連鎖販売取引ビジネスを実施している、また実施したことがある者
- ・営業や勧誘が入会目的である者
- ・反社会的な活動をしている、また活動をしていた者

7. 利用の取り消しについて

利用者が以下の①～④に該当するときは、通知催告を要さず直ちに BusiNest 利用の許可を取り消させていただくことがあります。

- ① 虚偽申告等不正行為により BusiNest 利用の許可を受けたとき。
- ② BusiNest 利用規約第7条に規定する禁止行為を行ったとき。
- ③ BusiNest の施設や設備等を故意又は重大な過失により毀損・滅失したとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ④ ①～③のほか、機構が定める事項に違反した場合において機構が特に必要と判断したとき。

8. 問い合わせ及びお申し込み先

BusiNest（ビジネス） 堀江（ほりえ）・大森（おおもり）

〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5

電話：042-565-1195 F A X：042-565-1205

e-mail：businest@smrj.go.jp